

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 5 月 21 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和 35 年東村山市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して、一定期間に限り、国民健康保険税を減免することができるようにするため、本案を提出するものである。

3 東村山市条例第 号

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和 35 年東村山市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同項ただし書中「令和 2 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

附 則（昭和35年東村山市条例第6号）

1～13 （略）

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例）

14 市長は、第26条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により相当な収入の減少等があり、国民健康保険税の納付が困難である者として規則で定めるものに対し、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある国民健康保険税を減免することができる。ただし、令和3年度内に減免の申請がされた場合に限る。

旧 条 例

附 則（昭和35年東村山市条例第6号）

1～13 （略）

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例）

14 市長は、第26条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により相当な収入の減少等があり、国民健康保険税の納付が困難である者として規則で定めるものに対し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある国民健康保険税を減免することができる。ただし、令和2年度内に減免の申請がされた場合に限る。